

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	45,250 (千円)		全体事業費	59,670 (千円)	
事業概要					
<p>復興交付金の基幹事業である都市再生区画整理事業に伴う埋蔵文化財確認調査を実施し、本発掘調査の費用積算等の基礎資料を得て事業の進捗を図る。</p> <p>東松島市内の震災による津波浸水地域およびその隣接地における個人住宅・零細企業・中小企業の建て替え等復興事業と認められる事業に伴う事前調査・本発掘調査(記録保存のための調査)を実施し、早期復興を促進する。</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>確認調査 26 件と出土遺物・図面整理を行う。出土遺物・図面整理は調査後に行う室内作業で、調査で出土した遺物(土器・石器類)の洗浄、計測した図面や記録類を整理する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>確認調査 12 件実施とこれに伴う出土遺物・図面整理を行う。平成 24 年度の調査で大量に遺物が出土した里浜貝塚の整理作業を行う。</p> <p><平成 26 年度></p> <p>確認調査 29 件、本調査 2 件とこれに伴う出土遺物・図面整理を行う。里浜貝塚整理作業を行う。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>市内域における震災にかかる個人住宅・零細企業・中小企業の建て替え等復興事業と認められる事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査、および集団移転・土地区画整理事業・道路・鉄道等の復興事業に伴う埋蔵文化財の確認調査を迅速に行い、早期復興を促進するもの。</p>					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
<ul style="list-style-type: none">・都市再生区画整理事業(高台移転)・震災による個人住宅建替え工事等・河川防災堤防事業等					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)	事業番号	D-13-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	794,000 (千円)	全体事業費	804,000 (千円)		
事業概要					
復興まちづくり計画に掲げる「災害に強く安全なまちづくりを進めるため、」災害危険区域内の危険住宅移転者への支援として、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施するもの。 津波防災区域の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対して補助金を交付する。(対象数 427 件、除去費等上限 780 千円、利子補給上限 7,080 千円)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 除去等費、利子補給 (建築、土地購入、造成) 4,000 千円×125 件=500,000 千円 交付決定実績 平均単価 1,845 千円×182 件=335,767 千円					
<平成 25 年度> 除去等費、利子補給 (建築、土地購入、造成) 4,000 千円× 50 件=200,000 千円 上半期交付決定実績 平均単価 1,775 千円× 95 件=168,589 千円 下半期交付決定予定 2,000 千円× 70 件=140,000 千円					
<平成 26 年度> 除去等費、利子補給 (建築、土地購入、造成) 94,000 千円 H26 交付決定予定 2,000 千円× 75 件=150,000 千円 交付決定予定額-既配分残額=150,000 千円-55,944 千円=94,056 千円 (不足分) ※交付決定実績に応じて単価を 2,000 千円に変更					
<平成 27 年度> 除去等費、利子補給 (建築、土地購入、造成) 2,000 千円× 5 件= 10,000 千円					
東日本大震災の被害との関係					
今次津波で甚大な被害を受けた東松島市の沿岸部の市街地・集落の危険住宅移転を推進するものである。 野蒜地区：被災戸数 1,104 戸と本市で最も大きな被災を受け、地区内の小中学校をはじめ集会施設等の公共・公益施設も壊滅している。 大曲浜地区：大曲海岸沿いの既成市街地のため、壊滅的な被害状況である。 浜須賀地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び津波に伴うガレキの直撃により被害が拡大した地区である。 立沼地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び津波に伴うガレキの直撃により被害が拡大した地区である。 牛網・浜市地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び鳴瀬川の破堤により被害が拡大した地区である。 宮戸地区：海岸部の漁業集落 (月浜・大浜・室浜) が壊滅的な被害を受けた。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	東松島市防災集団移転促進事業(事業費)	事業番号	D-23-2
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	26,738,300(千円)		全体事業費	35,080,450(千円)	

事業概要

本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の柱である集団移転事業について、下記のとおり事業を実施する。

被災地：移転促進区域内の宅地・農地等の買取り

移転地：移転先の用地取得

野蒜地区(107ha) → 野蒜北部丘陵地区(90ha) ※移転地は復興土地区画整理事業で造成

大曲浜・浜須賀地区(59ha) → 東矢本地区(22ha) ※移転地は復興土地区画整理事業で造成

立沼地区(16ha) → 矢本西地区(6.2ha)

牛網・浜市地区(37ha) → 牛網地区(3.7ha) ※被災地北部への移転

宮戸地区(11ha) → 宮戸地区(7.3ha) ※被災地背後高台への移転

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

被災地の集団移転の推進 移転地：移転先の調査測量・設計、住宅団地の用地取得および造成

<平成 25 年度>

住宅団地造成、住宅建設等助成、公共施設整備、宅地等買取り、農林水産産業基盤等整備、移転地助成

<平成 26 年度>

住宅建設等助成、宅地等買取り、移転地助成

<平成 27 年度>

住宅建設等助成、宅地等買取り、移転地助成

東日本大震災の被害との関係

今次津波で甚大な被害を受けた東松島市の沿岸部の市街地・集落の住居の集団移転を推進するものである。

野蒜地区：被災戸数 2,060 戸と本市で最も大きな被災を受け、地区内の小中学校をはじめ集会施設等の公共・公益施設も壊滅している。

また、本市主要の交通である JR 仙石線も被災し、不通となっている。そのため、早期の住宅移転、公共施設整備、JR の復旧等が必要であり、移転先の北部丘陵地については UR 都市再生機構の支援による土地区画整理事業による事業推進を計画している。既に実施済みの二度の個別意向調査、地元説明会を踏まえた被災者意向把握により事業計画としている。

大曲浜地区：大曲海岸沿いの既成市街地のため、壊滅的な被害状況である。多くの人的被害となったことから、地権者の結束が強く被災当初から集団移転による独自の取り組みを行っている。そのため、既に実施済みの二度の個別意向調査においても集団移転への意向が多数を占めており、その意向を踏まえた事業計画としている。

浜須賀地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び津波に伴うガレキの直撃により被害が拡大した地区である。移転先は大曲浜地区と合わせ東矢本地区への移転を進める。

立沼地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び津波に伴うガレキの直撃により被害が拡大した地区である。移転先は既存コミュニティの維持を強く求めており、それが可能となる西矢本地区への移転を進める。

牛網・浜市地区：海岸部より離れた位置ではあるものの、津波及び鳴瀬川の破堤により被害が拡大した地区である。移転先は既存コミュニティの維持を強く求めており、それが可能となる被災地の北側(津波シュミレーションにより浸水無の区域)への移転を進める。

宮戸地区：海岸部の漁業集落(月浜・大浜・室浜)が壊滅的な被害を受けた。浜単位でのコミュニティが確立されており、浜単位での背後高台移転を推進する。地形的に多重防御が不可能であり、生計の主体である漁業の再生と一体となった高台に住居、従前地に漁業施設を整備する職住分離の移転復興を推進する計画である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	19	事業名	道路事業 石巻工業港線整備事業	事業番号	D-1-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	403,000 (千円)		全体事業費	573,000 (千円)	
事業概要					
道路事業 (避難道路の整備) 整備延長 L=1,270m 本路線は、本市の復興まちづくり計画において、防災・減災型都市構造の構築として市街地相互の接続道路の整備に位置づけています。今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、高盛土道路として整備を行い市街地の防災・減災に取り組むものです。					
【変更内容】 現在、本路線は道路測量を行い道路詳細設計を進めているところですが、測量の結果、地震に伴う地盤沈下により、現況地盤が当初想定の高さより低いことが確認されたため、道路法面が長くなることにより用地買収の面積が増となるものです。 また、国土交通省の施策として平成 25 年 2 月に道路構造物を安全に管理するために総点検実施要領が示されました。本路線は高さが TP=3.5m の高盛土道路になり、盛土法面の点検及び保全を実施するため、道路管理の面からも道路法面に管理用道路の設置が必要になるものです。 さらに、用地買収単価について、当初申請時は東松島市公共用地標準取得価格により算出していましたが、その後、各種事業による用地買収のための不動産鑑定が行われ、近傍地の売買実例を参考に用地買収単価の更正が必要になったものです。 また、物件移転補償費については、当初申請で計上していた補償物件が道路法線の確定により道路に支障なくなったため減額するものです。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 調査測量及び設計 L=1,270m <平成 25 年度> 用地買収 28,000 m ² →46,200 m ² 補償 1 式 →0					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、住宅の修室、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。 当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。本計画道路は矢本地区と大曲地区の市街地間を結ぶ道路である。 【矢本地区死者・行方不明者 105 名、大曲地区死者・行方不明者 321 名】					
※区域の被害状況も記載して下さい。					

関連する災害復旧事業の概要	
<p>【南北上運河災害復旧事業（宮城県）、大曲海岸災害復旧事業（宮城県）、石巻港湾災害復旧事業（宮城県）】 県管理の南北上運河堤防復旧（嵩上げ）、県管理の大曲海岸（1次防潮堤）及び石巻港湾の施設・防潮堤の災害復旧事業、農山漁村地域復興基盤総合整備事業大曲地区（宮城県）</p>	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	道路事業 立沼・浜市線整備事業	事業番号	D-1-2
交付団体		東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費		1,350,300 (千円)	全体事業費	1,907,300 (千円)	
事業概要					
道路事業 (避難道路の整備) 整備延長 L=4,240m 本路線は、本市の復興まちづくり計画において、防災・減災型都市構造の構築として市街地相互の接続道路の整備に位置づけています。今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、高盛土道路として整備を行い市街地の防災・減災に取り組むものです。					
【変更内容】 現在、本路線は道路測量を行い道路詳細設計を進めているところですが、測量の結果、地震に伴う地盤沈下により、現況地盤が当初想定の高さより低いことが確認されたため、道路法面が長くなることにより用地買収の面積が増となるものです。 また、国土交通省の施策として平成 25 年 2 月に道路構造物を安全に管理するために総点検実施要領が示されました。本路線は高さが TP=4.5m と高盛土道路になり、盛土法面の点検及び保全を実施するため、道路管理の面からも管理用道路として道路法尻に側道の設置が必要になるものです。 さらに、用地買収単価については、当初申請時は東松島市公共用地標準取得価格により算出しましたが、その後、各種事業による用地買収のための不動産鑑定が行われ、近傍地の売買実例を参考に用地買収単価の更正が必要になったものです。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 調査測量及び設計 L=4,240m ＜平成 25 年度＞ 用地買収 82,000 m ² →165,300 m ² 補償 1 式 ＜平成 26・27 年度＞ 本工事 1 式					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、住宅の修室、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。 当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保や歩道の整備はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。本計画道路は矢本立沼地区と牛網・浜市地区の市街地間を結ぶ道路である。 【矢本地区死者・行方不明者 105 名、牛網・浜市地区死者・行方不明者 77 名】 ※区域の被害状況も記載して下さい。					

関連する災害復旧事業の概要
農山漁村地域復興基盤総合整備事業西矢本地区（宮城県）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	都市防災推進事業 (防災備蓄施設整備)	事業番号	D-20-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	39,684 (千円)		全体事業費	53,550 (千円)	
事業概要					
東松島市では、東日本大震災の経験を踏まえ、復興まちづくり計画に基づく災害に強いまちを実現するため、防災備蓄施設を整備するもの。					
当面の事業概要					
地域防災備蓄倉庫 14ヶ所 各小中学校、高等学校、東松島市役鳴瀬庁舎、東松島市コミュニティセンター及び市民センターエリア単位に地域防災備蓄倉庫を整備する。 設置位置については、当初、17ヶ所を予定していたが、地域自主防災組織連絡協議会、各小中学校、高等学校及び市民センターと協議の結果、東松島市役所本庁舎及び大曲市民センターについては既存施設の利用、宮戸市民センターについては宮戸小学校と統合することとし、14ヶ所とする(平成24年度:2ヶ所、平成25年度:7ヶ所、平成26年度:2ヶ所、平成27年度:3ヶ所)。 なお、各小中学校、市民センター及び東松島市コミュニティセンターについては、東松島市地域防災計画(平成18年3月作成)において、指定避難場所及び避難所として指定済みであり、高等学校、東松島市役所鳴瀬庁舎については、平成25年度中に指定予定。					
<平成24年度> 地域防災備蓄倉庫の新設 2ヶ所(実績)					
<平成25年度> 地域防災備蓄倉庫の新設 7ヶ所(実施予定)					
<平成26年度> 地域防災備蓄倉庫の新設 2ヶ所(計画)					
東日本大震災の被害との関係					
東松島市では、東日本大震災において、震度6強の地震に襲われるとともに、大津波により市全域の約36%が浸水した。 住家は、沿岸集落が大津波により流出するとともに、市全体の96.3%にあたる14,530棟が被災し、15,000人以上の市民が指定避難所等に避難した。 また、辛うじて、住家が住める状態であった市民も、長期間にわたる断水と停電、物流機能の停止により、各家庭での備蓄物資も底を突き、食料や飲料水の確保に大変苦勞した。宮城県等からの支援物資の供給についても、発災後数日の時間を要した。 この経験を踏まえ、本市では、防災集団移転促進事業に係る集団移転地や仮設住宅等の市民を対象とした防災備蓄施設を整備するもの。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	都市防災推進事業 (防災備蓄用品購入)	事業番号	◆D-20-1-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	143,151 (千円)	全体事業費	185,670 (千円)		
事業概要					
東松島市では、東日本大震災の経験を踏まえ、復興まちづくり計画に基づく災害に強いまちを実現するため、浄水器、投光機、発電機等の防災備蓄用品を整備するもの。					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 防災備蓄用品購入 防災備蓄倉庫 9 ヶ所 ＜平成 25 年度＞ 防災備蓄用品購入 防災備蓄倉庫 7 ヶ所 ＜平成 26 年度＞ 防災備蓄用品購入 防災備蓄倉庫 7 ヶ所 ＜平成 27 年度＞ 防災備蓄用品購入 防災備蓄倉庫 5 ヶ所					
東日本大震災の被害との関係					
東松島市では、東日本大震災において、15,000 人以上の市民が指定避難所等に避難し、物資の確保に大変苦勞した。宮城県等からの支援物資の供給についても、発災後数日の時間を要したことから、この経験を踏まえ、本市では、防災集団移転促進事業に係る集団移転地や仮設住宅等の市民を対象とした防災施設を整備するとともに、浄水器、投光機、発電機等の防災備蓄用品を配備する。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-20-1
事業名	都市防災推進事業 (防災備蓄施設整備)
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
防災拠点備蓄基地及び地域防災備蓄倉庫の整備により、浄水器、投光機、発電機等の備蓄が可能となり、災害に強いまちづくりが実現できる。	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	31	事業名	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業	事業番号	E-1-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	51,210 (千円)		全体事業費	61,150 (千円)	
事業概要					
<p>津波による被災地域の個人が、早期復興をめざし自力で移転用地を確保し自宅を新築する場合、移転先が下水道整備区域外であった場合に合併浄化槽設置補助を行う。</p> <p>当初計画では、年間 25 基と想定していたが、24 年度に計画以上の申請があった事から、第 4 回申請で 15 基を追加した。</p> <p>25 年度も計画以上の申請予定がある事から第 7 回で 38 基を追加する。</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>計画 40 基 (5 人槽 5 基、7 人槽 35 基) 実績 41 基 (5 人槽 7 基、7 人槽 34 基)</p> <p><平成 25 年度></p> <p>計画 25 基 (5 人槽 5 基、7 人槽 20 基) 実績 26 基 (5 人槽 8 基、7 人槽 18 基)</p> <p>申請計画 38 基 (5 人槽 10 基、7 人槽 26 基、10 人槽 2 基)</p> <p><平成 26 年度></p> <p>計画 25 基 (5 人槽 58 基・7 人槽 20 基)</p> <p><平成 27 年度></p> <p>計画 25 基 (5 人槽 58 基・7 人槽 20 基)</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災では、大津波により市街地の約 65%の面積が浸水し、住宅の流失、全壊など大きな被害をもたらした。</p> <p>集団移転先である、4 地区について現在造成工事を行っているところであるが、入居までの期間を要する事や、宅地の面積が制限されること等から、集団移転地外に個別に住宅を再建する場合に、下水道区域以外であった場合合併浄化槽の設置補助を行うものである。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	40	事業名	道路事業 (野蒜北部丘陵地区)	事業番号	D-2-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)		
総交付対象事業費	10,725,500 (千円)	全体事業費		11,724,500 (千円)	
事業概要					
本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の柱として、集団移転事業を掲げている。今次津波により被災した沿岸部の中でも特に被害が甚大であった「野蒜地区」の市街地及び集落の集団移転先を土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業 (約 91.5ha) にて一体的に整備し、将来にわたって安全に住むことのできる住環境整備を図る。					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 都市計画道路 (築造) 1 式 ＜平成 25 年度＞ 都市計画道路 (築造) 1 式 都市計画道路 (築造) 1 式 (今回追加要望) ＜平成 26 年度＞ 都市計画道路 (築造) 1 式					
東日本大震災の被害との関係					
野蒜地区は本市沿岸部に位置し、従前市街地、区画整理で造成された新市街地と一部集落で構成されており、全壊 1,591 棟、大規模半壊 335 棟という甚大な被害を受けた。今後の復興は、住民の安全・安心を守るためには背後高台丘陵地への集団移転が最善策である。被災した住宅はもちろんのこと小中学校や郵便局等の公共施設、JR 線も被災しており新市街地を形成するための背後高台への住宅地及び公共・公益施設等の施設基盤の早急な整備を図り、一日も早い被災した市民の生活再建を成し遂げるものである。 被災地区域面積 316.6ha → 移転先面積 約 91.5ha					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	災害公営住宅整備事業(東矢本駅北、矢本西、野蒜北部丘陵、宮戸、牛網地区)	事業番号	D-4-4
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	2,944,357(千円)		全体事業費	2,944,357(千円)	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。
東松島市では、防災集団移転促進事業等と連携して、市内の4地区に集団移転先用地を取得し災害公営住宅を整備するもの。

【整備の概要】

① 集団移転先用地取得計画

計画先地区 4地区 → 5地区

計画戸数 446戸 → 568戸

計画用地面積 132,907㎡ → 98,273㎡

②『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は計画P20~21 基本方針>2.支え合って安心して暮らせるまちづくり

> ②恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。

(集団移転事業は、計画P12~13 で位置づけ。)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ・用地取得交渉、完了 ・意向確認(個別面談ほか) ・基本方針及び建設計画
- ・調査、基本設計 ・用地造成工事

<平成 25 年度>

- ・基本設計、実施設計(詳細) ・事業費詳細確認 ・建設工事着手

<平成 26 年度>

- ・入居開始(建設工事完了後随時) ※地区ごとに事業スケジュールが異なる。

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊(流出)した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。

平成 25 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談(2回)や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。

集団移転先に整備する公営住宅においては、多様な世帯構成や生活のニーズに対応が必要であり震災前の地域コミュニティや高齢者等へ配慮したまちづくり(住まいづくり)を推進し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	被災市街地復興土地区画整理事業（野蒜北部丘陵地区）	事業番号	D-17-3
交付団体	東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）		
総交付対象事業費	14,943,900（千円）	全体事業費	16,860,700（千円）		
事業概要					
本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の柱として、集団移転事業を掲げている。今次津波により被災した沿岸部の中でも特に被害が甚大であった「野蒜地区」の市街地及び集落の集団移転先を土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業（約 91.5ha）にて一体的に整備し、将来にわたって安全に住むことのできる住環境整備を図る。					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 区画道路（築造）一式、特殊道路（築造）一式、公園緑地（築造）一式 ＜平成 25 年度＞ 区画道路（築造）一式、特殊道路（築造）一式、公園緑地（築造）一式 ＜平成 26 年度＞ 区画道路（築造）一式、特殊道路（築造）一式、公園緑地（築造）一式					
東日本大震災の被害との関係					
野蒜地区は本市沿岸部に位置し、従前市街地、区画整理で造成された新市街地と一部集落で構成されており、全壊 1,591 棟、大規模半壊 335 棟という甚大な被害を受けた。今後の復興は、住民の安全・安心を守るためには背後高台丘陵地への集団移転が最善策である。被災した住宅はもちろんのこと小中学校や郵便局等の公共施設、JR 線も被災しており新市街地を形成するための背後高台への住宅地及び公共・公益施設等の施設基盤の早急な整備を図り、一日も早い被災した市民の生活再建を成し遂げるものである。 被災地区域面積 316.6ha → 移転先面積 約 91.5ha					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	災害公営住宅整備事業 (東矢本駅北地区)	事業番号	D-4-7
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	3,826,127 (千円)		全体事業費	6,404,612 (千円)	
事業概要					
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。</p> <p>東松島市では、防災集団移転促進事業等と連携して、災害公営住宅を整備するものです。</p> <p>【整備の概要】</p> <p>地区名：東矢本駅北地区 計画用地面積：58,000 m²→47,967 m² 計画戸数：273 戸→307 戸</p> <p>『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は、計画 P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ②恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24~25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・事業詳細の検討・UR への事業要請 (H25.3)・基本設計 <p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・実施設計 47 戸 (H25.11 着手)・建設工事 47 戸 (H26.11 完成) <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・実施設計 77 戸 (H26.4 着手)・建設工事 77 戸 (H27.10 完成) <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・実施設計 183 戸 (H27.8、10 着手)・建設工事 183 戸 (H28.4、10 完成)					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。</p> <p>平成 24 年 7 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談 (2 回) や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含んだ入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。</p> <p>集団移転先に整備する公営住宅においては、多様な世帯構成や生活のニーズに対応が必要であり震災前の地域コミュニティや高齢者等へ配慮したまちづくり (住まいづくり) を推進し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	災害公営住宅整備事業 (宮戸地区)	事業番号	D-4-9
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	464,000 (千円)		全体事業費	464,000 (千円)	
事業概要					
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。</p> <p>東松島市では、防災集団移転促進事業等と連携して、災害公営住宅を整備するものです。</p> <p>【整備の概要】</p> <p>地区名：宮戸地区 (月浜・大浜・室浜) 計画用地面積：6,407 m² → 5,139 m²</p> <p>計画戸数：戸建 33 戸 → 24 戸</p> <p>『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ</p> <p>災害公営住宅の整備は、計画 P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ② 恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・事業詳細の調整 ・事業提案募集の実施 ・協定締結 ・実施設計の詳細協議・造成工事 (平成 26 年 5 月完了予定) <p><平成 26~27 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・工事着手 ・建築物件の完成及び検査 ・譲渡契約 ・議会承認・買取費用の支払い ・H27. 6 月入居開始					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊(流出)した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。</p> <p>平成 25 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の 2 回の個別面談や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含んだ入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先 (市内) への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。</p> <p>集団移転先に整備する公営住宅においては、多様な世帯構成や生活のニーズに対応が必要であり震災前の地域コミュニティや高齢者等へ配慮したまちづくり (住まいづくり) を推進し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	61	事業名	災害公営住宅整備事業 (小野駅前南地区)	事業番号	D-4-10
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	488,000 (千円)		全体事業費	920,000 (千円)	
事業概要					
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。</p> <p>【整備の概要】 地区名：小野駅前南地区 計画戸数：58 戸 → 39 戸</p> <p>『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は、計画 P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ② 恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・基本設計及び実施設計 <p><平成 26~27 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・仮設住宅の撤去工事 (段階的に実施)・建築工事					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。</p> <p>平成 25 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談 (2 回) や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。</p> <p>津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部の地区に居住していた世帯で、現在、応急仮設住宅に入居している世帯を対象とした住宅を整備し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	62	事業名	災害公営住宅整備事業 (野蒜北部丘陵地区)	事業番号	D-4-11
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	362,940 (千円)		全体事業費	3,558,000 (千円)	
事業概要					
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。</p> <p>東松島市では、防災集団移転促進事業等と連携して、災害公営住宅を整備するものです。</p> <p>【整備の概要】</p> <p>地区名：野蒜北部丘陵地区 計画用地面積：67,150 m²→32,576 m² 計画戸数：263 戸→170 戸</p> <p>『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は、計画 P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ② 恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・URとの事業調整 <p><平成 25~26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・基本設計 170 戸 ・事業要請 (UR) ・まちづくり協議会との調整 <p><平成 27~28 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・実施設計 (H27.12~) ・建築工事 (H28.10~、H29.1~)					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊(流出)した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。</p> <p>平成 24 年 7 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談 (2 回) や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含んだ入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。</p> <p>集団移転先に整備する公営住宅においては、多様な世帯構成や生活のニーズに対応が必要であり震災前の地域コミュニティや高齢者等へ配慮したまちづくり (住まいづくり) を推進し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	70	事業名	道路事業 小野・浜市線整備事業	事業番号	D-1-5
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	342,500 (千円)		全体事業費	342,500 (千円)	
事業概要					
道路事業 (避難道路の整備) 整備延長 L=1,115m 復興まちづくり計画の中では、防災・減災型都市構造の構築として、市街地相互の接続道路の整備に位置付けている。【まちづくり計画書 P11】 本計画路線は、浜市漁港の漁民及び牛網・浜市地区の住民が津波発生時に避難する際、国道の渋滞時には小野地区へ避難する路線である。さらに、東西方向の避難道路「立沼・浜市線」と接続していることから、矢本方面の住民が、同路線を経由して小野地区へ避難する経路でもある。 また、本路線の整備については、国土交通省が管理する鳴瀬川の堤防及び宮城県が管理する新鳴瀬川の堤防災害復旧工事 (堤防嵩上げ) と併せての施行が必要であり、工事施工についてはそれぞれ国及び宮城県により平成 25 年度から施行することで調整を行っているが、現道が狭隘であり拡幅に係る費用については市負担となっている。 今回、本路線の整備について、平成 25 年度中に国土交通省とアロケーションの協定を締結する必要があるため、用地買収費及び補償費、工事費を申請するものです。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 調査測量及び設計 L=1,115m 用地買収・補償 1 式 <平成 26 年度> 本工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65% という広範囲な面積が浸水し、住宅の流失、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。 浜市地区においても、今回の津波により多くの住宅が流失し、多数の住民が犠牲となった。 当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。 また、当浜市地区の南端には、本地区の特産品である海苔の水揚げの主要漁港である浜市漁港があり、地区漁民の漁業継続の熱意も強く漁港の災害復旧事業を実施している。 本計画路線は浜市漁港から浜市地区街地を経由し小野地区の市街地に至る道路であり、津波発生時の避難経路になるものである。 【浜市地区死者・行方不明者 49 名】					
関連する災害復旧事業の概要					
【浜市漁港災害復旧事業 (市)、鳴瀬川堤防災害復旧事業 (国)、北上運河災害復旧事業】 当地区の特産品である海苔の水揚げの主要漁港である浜市漁港施設の災害復旧事業、直轄河川鳴瀬川堤防の災害復旧事業 (嵩上げ)、県管理北上運河等の堤防の災害復旧事業 (嵩上げ)					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	西矢本地区農業復興総合支援事業		事業番号	C-4-3
交付団体		宮城県	事業実施主体 (直接/間接)		東松島市(間接)	
総交付対象事業費		370,382 (千円)	全体事業費		1,154,968 (千円)	
事業概要						
<p>東日本大震災により被災した西矢本の農業施設及び農業用機械等に関し、被災農業者により設立予定の法人等に対し貸与を目的とし、集約再整備を行い農地復旧に合わせて早期の営農再開と被災農業者の再整備費負担の軽減を図るもの。</p> <p>西矢本地区内において設立予定の法人については、市のモデル的な取り組みとして本事業において整備する機械及び施設を貸与する事から法人化による地域農業の経営について提案し、地域の合意形成を行ってきた。協議を重ねた結果、経営方針、地域性等から 2 法人で営農を行うとの合意形成が得られたことから事業申請を行うもの。2 法人については受益面積等の観点から乾燥調製施設等農業施設及び農業用機械等の貸与法人と農業用機械等の貸与法人とに区分し、事業の内容について検討を行っている。</p> <p>農業施設及び農業用機械等の貸与法人については、今年 11 月に法人設立を予定しており、地域からの集積等による経営面積として約 150ha、農業用機械等の貸与法人については地域からの集積等による経営面積として約 45ha となっている。</p> <p>整備予定の乾燥調整施設については、農地所有者を対象に意向調査を行い経営面積及び必要となる施設規模等の精査を行った結果、約 150ha を乾燥調製施設の受益面積として位置付けており、平成 27 年秋作業からの稼働を目標に、第 8 回以降において申請を予定している。</p> <p>今回の事業の申請については、2 法人の受益面積の営農に必要な農業用機械等の導入に関して来年の農作業に間に合うよう申請を行うものです。</p> <p>○設立予定の 2 法人</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業生産法人 めぐいと 目標集積面積 150ha (下町地区、鹿妻地区)・ 農業生産法人 パスカファーム立沼 目標集積面積 45ha (立沼地区) <p>整備計画施設：共同乾燥調製施設 (1 棟)、農機具格納庫 (3 棟)、育苗ハウス、他</p> <p>整備計画機械：トラクター、田植機、コンバイン、作業用アタッチメント、乾燥調製機械 他</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.30~P32 第 2 章 分野別取組み)</p> <p>3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり</p> <p>(1) 生業の基盤整備と再生</p> <p>① 農・林・漁業の再生と復興</p>						
当面の事業概要						
<平成 25 年度>						
第 6 回採択分		【 49,500 千円】	共同乾燥調製施設等の基礎調査、設計等			
第 7 回申請分		【 320,882 千円】	農業機械導入			
<平成 26 年度>						
第 8 回以降申請分		【 784,586 千円】	共同乾燥調製施設、乾燥機、農機具格納庫等			
東日本大震災の被害との関係						
<p>東松島市では、東日本大震災に起因する大津波により市全域の約 36% が浸水した。</p> <p>西矢本地区においては東松島市の沿岸部付近に位置し、浸水被害は広範囲に及び多くの尊い生命、生活基盤のほか多くの農地が浸水するとともに、農業施設や農業用機械等も甚大な被害を受けました。</p> <p>被災した農地、排水機場等の復旧は平成 24 年度に一部の農地(約 77.5ha)で原形復旧及び除塩作業が行われており、平成 25 年度から農地の大区画化を伴う復旧工事が着手されることとなり、平成 26 年には約 134.1ha、平成 27 年度にはほぼ全域が生産再開できる見通しとなっている。</p> <p>しかしながら、被災農業者の多くは生活基盤の再建が最優先課題とされており、震災を機に離農意向者もおり、復旧後の農地については地域内の中心的な担い手への集約を希望している。</p> <p>このことから、地域内の営農再開意欲の高い被災農業者により区域別に新たに農業生産法人の設立に向けて準備が進められているところであるが、営農再開に向けて施設や機械等の再整備は深刻な問</p>						

題とされていることから、本交付金により地域内の被災施設等に関し集約再整備を行い法人等に貸与することで地域営農再開に寄与するもの。

関連する災害復旧事業の概要

- ・農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 事業地区面積 211.6ha
平成 24 年度：77.5ha(原形復旧)、平成 25 年度：134.1ha(大区画化)、平成 26 年度 77.5ha(大区画化)
- ・農業用施設災害復旧事業（排水機場、排水路等）
- ・除塩工事 対象面積：316ha

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	災害公営住宅整備事業 (矢本地区)	事業番号	D-4-13
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	1,192,000 (千円)		全体事業費	1,192,000 (千円)	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。

東松島市では、早急な住宅整備が必要なことから建設用地として個人所有の土地を活用した民間による事業提案募集を行い完成後に市が土地と建物を買取りすることにより、早期に災害公営住宅の整備・供給するもの。

なお、民間活力の導入による事業提案により、「東松島市復興まちづくり計画」の基本方針に基づいた提案や設計で、「住みやすさ」「環境」「高齢者」「生活の自立」などに対応した整備と、行政の抱えている用地確保の課題解決と工期を短縮した整備・供給が期待され、併せて被災者の生活環境の向上を図り早期の生活再建を支援する。

【整備の概要】

対象地域：矢本地区 建物：戸建 整備戸数：44 戸

整備手法：買取災害公営住宅整備事業 (民間からの事業提案公募により矢本地区へ整備。)

『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は計画 P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせる

まちづくり > ②恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 25 年度>

- ・ 事業詳細の調整
- ・ 事業提案募集の実施
- ・ 基本協定の締結
- ・ 詳細設計の協議ほか
- ・ 不動産鑑定 (土地)

<平成 26・27 年度>

- ・ 工事着手
- ・ 建築物の完成
- ・ 完成検査
- ・ 仮契約 (買取譲渡契約)
- ・ 議会承認
- ・ 引き渡し (土地、建物)
- ・ 買取費用の支払い
- ・ H27.4 入居開始

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。平成 25 年 4 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 25 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域及び津波防災区域外に居住していた世帯への意向登録調査を実施し、災害公営住宅への意向の確認を行うことで地区ごとの建設計画戸数と地区間意向整理を行っている。

津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部と内陸部の地震被害を含む住居に困窮している世帯で、現在、応急仮設住宅等に入居している世帯を対象とした災害公営住宅を整備し、応急仮設住宅等からの安定した生活への移行を支援するもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	東松島市津波復興拠点事業 (野蒜北部丘陵地区)	事業番号	D-15-2
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	60,000 (千円)		全体事業費	2,925,000 (千円)	
事業概要					
<p>津波防災地域づくりに関する法律第 17 条に規定している一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、本市の復興まちづくり計画の目標でもある「防災・減災によるまちづくり」実現のため、津波からの防災性を高める拠点となる市街地の形成を目的とする。</p> <p>「観光交流ゾーン」には津波防災拠点施設として市民センター、津波復興拠点施設として交流メモリアル施設を配置し、平常時は備蓄倉庫や住民の交流の場、観光利便施設として機能し、災害時には周辺住民、観光来訪者の避難が可能となる自立分散型電源を確保した避難所施設としての機能を備える。</p> <p>「雇用・福祉増進ゾーン」には、雇用と福祉のため、特別養護老人ホーム等の福祉施設、宿泊施設、消防署を配置し、平常時は被災者の雇用の場、福祉観光の機能として、災害時には福祉避難所、災害時の活動拠点、被災者への食料・物資の供給が可能となる施設の配置を検討する。</p> <p>これらより、本事業を活用し当地区における施設、規模、内容等を精査するため、基本計画を策定するもの。</p> <p>◆津波復興拠点事業活用面積 野蒜北部丘陵地区 (6.92ha 程度を想定)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度> 基本計画策定、復興整備計画策定、事業認可、用地交渉、地域住民等の合意形成 等</p> <p><平成 26 年度> 用地買い上げ、測量、基本設計、実施設計</p> <p><平成 27 年度> 建築物発注、工事施行</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市は、津波で全国の被災市町村中最大である市街地の 65% の浸水被害があり、野蒜地区周辺においても 536 人が亡くなった。野蒜地区では大半の家屋が津波により流出するなど、人・建築物・各種施設が失われている状況である。防災集団移転促進事業等により、沿岸部の市街地・集落を野蒜北部丘陵地へ移転を計画しているものの、現状だと主に集会所等の小規模公共施設等を整備するにとどまるため、津波から住民の命を守り、発災後の防災の拠点として公共施設の整備を含めた、拠点整備が必要不可欠である。</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>基本計画策定費 60,000 千円 概算想定事業費 2,865,000 千円</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	81	事業名	東松島市防災集団移転促進事業(防災盛土事業)	事業番号	◆D-23-2-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	1,229,000 (千円)		全体事業費	1,229,000 (千円)	
事業概要					
<p>復興まちづくり計画に基づく復旧そして将来を見据えた復興に向け、津波被害に強い復興まちづくりを進めており、「減災」という観点から海岸部から内陸まで様々な施設による多重防御の整備が不可欠である。</p> <p>このなかで、「防災盛土」は多重防御の一つとして、頻度の高い津波を超える津波に対し、津波エネルギーを減衰させることが期待できるものである。また、防災機能のみならず、景観保全・再生の場、地域の日常利用において震災復興に寄与する施設としての機能も有しており、都市防災、都市保全双方を兼ね備えた施設整備を進めるものである。</p> <p>●津波防災等の機能を有する防災盛土の詳細設計費及び用地費・工事費</p> <p>整備内容：矢本防災盛土 V=6.3 万m³、松ヶ島防災林 V=74 万m³ 北上運河防災林 V=8.4 万m³</p> <p>整備効果：(1)津波エネルギー減衰、浸水被害範囲の軽減及び漂流物補足、衝突等による被害の軽減 (2)景観保全・再生及び地域の日常利用の場の確保 等</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <p>防災盛土詳細設計及び測量、用地買収、盛土造成工事</p> <p><平成 26 年度></p> <p>盛土造成工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災では沿岸部の市街地や集落を断続的に襲った大規模な津波によって、多くの方が犠牲になり家屋等に壊滅的な被害がもたらされた。特に海岸部では低位置の防災林が基盤とともに流出し、大曲浜市街地や野蒜地区の市街地、集落において、流出した樹木によりその被害を大きくした状況が見受けられた。しかし、その一方で、樹林地がもつ地形高や樹木の津波減衰効果により、住宅被害の軽減がなされた箇所もある。今回、防災盛土と国・県林野部門による植林事業と連携することにより、防災林本来の機能が発揮できる構造を持った整備を行うことで、効果的な防災・減災のまちづくりを進めるものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-23-2
事業名	東松島市防災集団移転促進事業
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
<p>防災盛土事業で多重防御施設が実施されることにより、基幹事業である集団移転事業の移転区域の縮小や移転先の安全性の確保がなされ、本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の具現化が図られる。</p> <p>防災集団移転事業に伴う移転促進区域を指定するにあたり、防災盛土事業を効率的・効果的に配置することにより、移転促進区域を最小限にとどめることができる。</p>	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	東松島市防災集団移転促進事業 (移転元地利用促進)	事業番号	◆D-23-2-2
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	938,000 (千円)	全体事業費		938,000 (千円)	
事業概要					
<p>本市、防災集団移転事業において移転促進区域として買い取った移転元地は、約 230ha に及んでいる。本市の復興を図るためには、この移転元地を有効に活用することが不可欠であり、元地の土地利用転換を促進するもの。</p> <p>①大曲浜地区において移転元地を嵩上げ造成し、画地の再編を行うことにより、従前の住宅系土地利用から産業系へ土地利用転換を図り企業誘致につなげたい。</p> <p>②牛網・浜市・野蒜地区において、移転元地に客土をすることにより宅地を畑地として利用転換し、地元農業法人に貸し出すことで移転元地の利用を促進するもの。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <p>大曲浜地区・・・現地で被災した企業の再建のための一部造成及び取付道路整備 A=5.3ha</p> <p>牛網・浜市・野蒜地区・・・早急に畑地利用が見込まれる箇所客土 (t=50cm) A=26.6ha</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>今次津波で甚大な被害を受けた東松島市の沿岸部の市街地・集落の住居の集団移転を推進する移転促進区域の移転元地の土地利用促進を図るもの。</p> <p>買い上げ予定の移転元地は、約 230ha に及ぶため、未利用地となった場合、毎年莫大な維持管理費が必要となり、本市の財政を圧迫することが明らかである。</p> <p>復旧にとどまらず、新しい復興のまちづくりを目指すこととしている本市にとって、この移転元地を復興への足がかりとしたいと考え、利用者への貸付により維持管理費を縮小出来ることはもとより、企業誘致や農業利用により、雇用の促進や税収のアップが見込まれる。早期の復興には、民間の力を最大限に生かす工夫が求められ、移転元地の活用はその大きな取り組みとなるものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-23-2				
事業名	東松島市防災集団移転促進事業				
交付団体	東松島市				
基幹事業との関連性					
<p>このままでは、未利用地となってしまう防災集団移転事業の移転元地の土地利用を転換し、利用促進を図ることにより、被災地の復興に寄与したい。</p>					

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	83	事業名	宮戸地区農業復興総合支援事業	事業番号	C-4-4
交付団体	宮城県		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(間接)	
総交付対象事業費	41,336 (千円)		全体事業費	41,336 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により被災した宮戸地区につきましては、生活基盤と合わせ多くの農業施設、農業用機械等を流失する被害を受けております。</p> <p>現在、宮戸地区内の被災農地において約 18ha が来年春の引き渡しに向け農地復旧が進められており、震災前より当該農地を経営していた農事組合法人が復旧後も経営していく意向でございますが、農業用機械及び施設の全てを流失しており、来年の作業用機械を導入する事で被災農業法人の再整備負担を軽減し宮戸地区の営農再開を支援するものです。</p> <p>また、宮戸地区においては復旧中の 18ha 以外にも未復旧農地が点在しており、翌年度以降のほ場整備事業による農地復旧も視野に入れ、住民説明等を行っている最中であり、地権者の同意等の結果を持って農地復旧を行うかどうかを決定する事としております。復旧面積や復旧後の担い手等も不明であるため今回の申請では復旧が確定している 18ha について申請を行います。今後の農地整備状況によって農業用機械の追加整備及び乾燥調製施設の整備について検討し、今回の申請に対する計画変更という事で対応していきたいと考えております。</p> <p>整備機械：トラクター(1台)、田植え機(1台)、乗用管理機(1台)、自脱型コンバイン(1台)、作業用アタッチメント(一式)</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.30~P32 第 2 章 分野別取組み)</p> <p>3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり</p> <p>(1) 生業の基盤整備と再生</p> <p>① 農・林・漁業の再生と復興</p>					
当面の事業概要					
<平成 25 年度>					
(第 7 回申請分) 農業用機械導入					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市では、東日本大震災に起因する大津波により市全域の約 36% が浸水しました。</p> <p>宮戸地区においては東松島市南部に位置する島状であり、浸水被害は 4 集落の内 3 集落に及び多くの尊い生命、生活基盤が被災するとともに、島内の農業施設や農業用機械等も甚大な被害を受けました。</p> <p>被災した農地については未だ海水に浸かっている箇所もあり、用水の手当も確保できていない箇所もありますが、宮戸干拓 B 工区については、今年度より復旧工事が進められ、来年の春には約 18ha が地元農家に対し引き渡される事となっております。</p> <p>このような状況ながら、震災前より地域の中心経営体として活動してきた法人についても、構成員の生活基盤の復旧もままならない状況であるため、農業用機械及び施設の再整備は大変大きな負担となっている事から、本交付金により農業用機械及び施設等について再整備を行い法人に貸与することで地域営農再開に寄与するものです。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
・ 農地、農業用施設災害復旧事業 (農地除塩、排水機場、排水路等)					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

NO.	16	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）	事業番号	C-1-4
交付団体		宮城県	事業実施主体（直接/間接）	宮城県（直接）	
総交付対象事業費		3,338,000（千円）	全体事業費	3,508,000（千円）	
事業概要					
<p>津波により被災（浸水）した農山漁村地域の復興を目的として農地等の生産基盤整備（区画整理 A=217.0ha）事業を行う。単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約、経営の大規模化・高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指し、さらに、公共用地の創出や市の復興計画実現に向け復旧・復興を加速化させるものできわめて公共性の高い事業となる見込みである。</p> <p>また、市の復興整備計画においては、「被災区域内の農地については、引き続き優良農地として確保することとし、津波被害からの早期復旧を図る。」「集団移転後の集落跡地については、可能な限り農地としての活用を図りつつ施設園芸用地や共同利用施設等の整備を行う。」等が計画されている。</p> <p>地区名 西矢本地区 面積 A=217.0ha</p> <p>東松島市復興まちづくり計画 記載箇所：P.30～P.32 第2章 分野別取組み 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり 生産の基盤整備と再生</p> <p>概要：農地の集約化とほ場の大区画化、施設園芸等の導入による複合経営</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度> 区画整理工 A=103.0ha, 換地費 一式, 農業経営高度化支援 一式</p> <p><平成 26 年度> 202.0</p> <p>区画整理工 A=104.0ha, 暗渠排水工 A=101.0ha, 換地費 一式, 農業経営高度化支援 一式</p> <p><平成 27 年度> 暗渠排水工 A=101.0ha, 換地費 一式, 農業経営高度化支援 一式</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>① 本地区は地区全域が津波の被害を受け、また地震の影響により地区全域に不等沈下（▲40～50cm）が生じたことや、河川の破堤、排水機場の流失により、農地の排水機能が著しく低下している状況である。</p> <p>② また、多くの農家の住宅が流失して移転を余儀なくされ、多数の担い手農家にも人的被害があったほか、農業用機械や農業用施設もすべて流失するなど壊滅的な被害を受けた。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>被災農地・施設の復旧は、災害復旧事業により津波浸水によるヘドロの撤去や除塩を行い、また、主要な農業用排水施設の復旧を行い、併せて、交付金事業による区画整理工事との一体的整備を行う。</p> <p>農地復旧（津波被災） A=252.9 ha C=3,724,034 千円 農業用排水施設 N=5ヶ所 C=634,697 千円</p>					

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地防災事業)	事業番号	C-1-5									
交付団体	宮城県		事業実施主体 (直接/間接)	宮城県 (直接)										
総交付対象事業費	340,000 (千円)		全体事業費	340,000 (千円)										
事業概要														
<p>洲崎地区</p> <p>洲崎地区は昭和 29 年に国営の代行干拓事業で 10 a 区画に整備された水稲単作地帯である。洲崎区域の排水は洲崎排水機場により排水されていたが、今回の津波被害により地域全体が甚大な被害を受けたことから東松島市は復興まちづくり計画において生業の再生として「共同化」「集約化・複合経営化」を地域農業復興の核として位置づけている。</p> <p>このような中、洲崎区域は多くの農家が離農を余儀なくされるなか、収益性の高い農業経営を目指し水稲作から畑地化 (じゃがいも) を進め加工会社との連携により六次産業化を目指している。</p> <p>このことから本計画は単なる原形復旧にとどまらず津波により被災した農山漁村地域の復興を目的とし、災害復旧と併せて農地防災事業 (ため池等整備事業) による排水機能の増強を図り、地盤沈下した農地や周辺地域の湛水を防ぎ農山村地域の復興に資するものである。</p> <p>東松島市復興まちづくり計画 記載箇所: P30 第 2 章 分野別取組み 3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり (1) 生業の基盤整備と再生</p> <p>概要: 農業の生産基盤の再興に向けて、農業用施設や排水施設を早期復旧する</p>														
当面の事業概要														
<p><平成 24 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 排水機場建屋工事, 排水機場機械設備製作据付工事 <p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 排水機場機械設備製作据付工事, 除塵機設備工事, 旧機場撤去工事 <p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 場内整備工事 														
東日本大震災の被害との関係														
<p>地震に伴い発生した大津波で東松島市の東南海岸周辺は、壊滅的な被害を受け、当地区の排水機場においても建屋から機械設備まで全壊となった。また、海岸堤防も被災し、さらに地盤沈下を起こしているため現在も海と化し海没している状況である。</p> <p>当地区周辺の復旧・復興には、まず海岸堤防復旧後に海と化した農地を干陸化する必要があり、排水には当地区の排水機場の復旧が必要となる。</p>														
関連する災害復旧事業の概要														
<p>被災農地・施設の復旧は、災害復旧事業により津波浸水によるヘドロの撤去や除塩等を行い、また農地及び農業用排水施設等の復旧を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>農地除塩</td> <td>A = 66 ha</td> <td>C = 29,152 千円</td> </tr> <tr> <td>農地復旧 (津波被災)</td> <td>A = 66 ha</td> <td>C = 1,200,509 千円</td> </tr> <tr> <td>農業用排水施設</td> <td>N = 6 箇所</td> <td>C = 559,261 千円</td> </tr> </table>						農地除塩	A = 66 ha	C = 29,152 千円	農地復旧 (津波被災)	A = 66 ha	C = 1,200,509 千円	農業用排水施設	N = 6 箇所	C = 559,261 千円
農地除塩	A = 66 ha	C = 29,152 千円												
農地復旧 (津波被災)	A = 66 ha	C = 1,200,509 千円												
農業用排水施設	N = 6 箇所	C = 559,261 千円												

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 10 月時点

※ 復興交付金事業計画の廃止

NO.	67	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）		事業番号	C-1-6
交付団体		宮城県	事業実施主体（直接/間接）		宮城県（直接）	
総交付対象事業費		— (4,000(千円))	全体事業費		— (4,000(千円))	
事業概要						
<p>津波により被災（浸水）した農山漁村地域の復興を目的として農地等の生産基盤整備事業を行う。単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約，経営の大規模化・高付加価値化を行い，収益性の高い農業経営の実現を目指し，さらに市の復興計画実現に向けて，復旧・復興を加速化させるもの。</p> <p>市の復興整備計画においては，「被災区域内の農地については，引き続き優良農地として確保することとし，津波被害からの早期復旧を図る。」，「集団移転後の集落跡地については，可能な限り農地としての活用を図りつつ施設園芸用地や共同利用施設等の整備を行う。」等が計画されている。</p> <p>市の意向を踏まえ，市内被災農地（中区地域，洲崎地域）において，平成 26 年度からの農地整備事業着手を視野に入れ，地区計画のための基礎調査や事業計画書作成等を実施する。</p>						
地区名 中区地区						
面積 A = 30 ha						
○東松島市復興まちづくり計画						
記載箇所：P. 30 第 2 章 分野別取組み						
生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり						
生産の基盤整備と再生						
概 要：農地の集約化とほ場の大区画化，施設園芸等の導入による複合経営						
当面の事業概要						
<平成 25 年度>						
・農地整備基礎調査，基本計画作成，計画書作成 一式						
東日本大震災の被害との関係						
<ul style="list-style-type: none">・河川堤防からの越波により全域が津波浸水の被害を受けたほか，全域に不等沈下（▲60cm）が生じたことにより，農地の排水機能が著しく低下し，また塩水被害の解消が困難な状況である。・農業機械倉庫に被災を受け，格納されていた農業用機械が全損した。・本地区は，隣接農地と一体的に農用地利用改善組合が組織され，土地利用型農業経営を推進する体制は整っているものの，未整備農地であるうえ，不等沈下により排水機能の低下や塩害等，ほ場条件がさらに悪化したことから，担い手の確保が困難な状況にある。・地元農家としては，ほ場条件の改善，および農地集積の推進のため，農地整備事業の導入に強い意向を示している。・さらに市復興計画の実現のため，ほ場の大区画化や排水不良対策，塩害対策といった生産基盤の復興整備を実施することで，農地の集約，経営の大規模化・高付加価値化を行い，収益性の高い農業経営の実現を目指すことが求められている。						
関連する災害復旧事業の概要						
農地復旧（津波被災） A= ha C= 千円						

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

NO.	85	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）	事業番号	C-1-8												
交付団体	宮城県		事業実施主体（直接/間接）	宮城県（直接）													
総交付対象事業費	1,015,000（千円）		全体事業費	2,380,000（千円）													
事業概要																	
<p>津波により著しく被災（浸水）した本地区では、農家も多くが被災し、農地は一部海水に浸水した状況が継続する等、営農再開が困難となっていた。</p> <p>今般、海水浸水農地の一部乾陸化が実現し、営農再開と地域農業復興への気運が高まる中、散在していた農家の連絡調整も可能となり事業実施の合意が形成されたことから、農業生産基盤整備を実施する。</p> <p>農地の大区画化により、面的な集積を行い経営の大規模化を目指すと共に、農地の汎用化により営農体系を拡大し収益性の高い農業経営の実現を図り、市復興まちづくり計画の実現に資する。</p> <p>地区名 奥松島地区 地区面積 A= 150 ha</p> <p>○東松島市復興まちづくり計画 記載箇所：P.30 第2章 分野別取組み 3 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり (1) 生産の基盤整備と再生 ① 農・林・漁業の再生と復興 概要：農地の集約化とほ場の大区画化、施設園芸等の導入による複合経営化推進</p>																	
当面の事業概要																	
<p><平成 26 年度> ・ 区画整理工事 A=60ha, 測量設計, 物件移転等補償, 換地調査, <平成 27 年度> ・ 区画整理工事 A=90ha, 暗渠排水工 A=147ha, 測量設計, 物件移転等補償, 換地計画</p>																	
東日本大震災の被害との関係																	
<ul style="list-style-type: none">・津波により地区内農地は全域が被災（浸水）した。・多くの農家の住宅が流出して移転を余儀なくされた。・担い手農家に人的被害があったほか、農業機械や農業用施設が流出するなど、生産基盤に壊滅的な被害を受けた。また農地は一部を除き未整備であったうえ、津波により農地の原形を留めていない。・海岸堤防等の復旧が完了していないことから、現在も地域の大部分が海水面下にある状況であり、また全域に不等沈下（△0.10～0.46m）が生じている。																	
関連する災害復旧事業の概要																	
<p>被災農地は、海岸堤防復旧の後、災害復旧事業により堆積土砂撤去や除塩及び地盤沈下に対する盤上盛土及び主要な農業用排水施設の復旧を行い、併せて復興交付金による基盤整備事業との一体整備を行う。</p> <table><tr><td>農地復旧（津波被災）</td><td>A = 162.2ha</td><td>C = 2,667,455 千円</td></tr><tr><td>農地除塩</td><td>A = 161.6ha</td><td>C = 74,248 千円</td></tr><tr><td>農業用排水施設復旧</td><td>N = 16 箇所</td><td>C = 585,877 千円</td></tr><tr><td>海岸堤防復旧</td><td>L = 3,186m</td><td>C = 4,725,020 千円</td></tr></table>						農地復旧（津波被災）	A = 162.2ha	C = 2,667,455 千円	農地除塩	A = 161.6ha	C = 74,248 千円	農業用排水施設復旧	N = 16 箇所	C = 585,877 千円	海岸堤防復旧	L = 3,186m	C = 4,725,020 千円
農地復旧（津波被災）	A = 162.2ha	C = 2,667,455 千円															
農地除塩	A = 161.6ha	C = 74,248 千円															
農業用排水施設復旧	N = 16 箇所	C = 585,877 千円															
海岸堤防復旧	L = 3,186m	C = 4,725,020 千円															

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	西矢本地区農業復興総合支援事業		事業番号	C-4-3
交付団体		宮城県	事業実施主体 (直接/間接)		東松島市(間接)	
総交付対象事業費		370,382 (千円)	全体事業費		1,154,968 (千円)	
事業概要						
<p>東日本大震災により被災した西矢本の農業施設及び農業用機械等に関し、被災農業者により設立予定の法人等に対し貸与を目的とし、集約再整備を行い農地復旧に合わせて早期の営農再開と被災農業者の再整備費負担の軽減を図るもの。</p> <p>西矢本地区内において設立予定の法人については、市のモデル的な取り組みとして本事業において整備する機械及び施設を貸与する事から法人化による地域農業の経営について提案し、地域の合意形成を行ってきた。協議を重ねた結果、経営方針、地域性等から 2 法人で営農を行うとの合意形成が得られたことから事業申請を行うもの。2 法人については受益面積等の観点から乾燥調製施設等農業施設及び農業用機械等の貸与法人と農業用機械等の貸与法人とに区分し、事業の内容について検討を行っている。</p> <p>農業施設及び農業用機械等の貸与法人については、今年 11 月に法人設立を予定しており、地域からの集積等による経営面積として約 150ha、農業用機械等の貸与法人については地域からの集積等による経営面積として約 45ha となっている。</p> <p>整備予定の乾燥調整施設については、農地所有者を対象に意向調査を行い経営面積及び必要となる施設規模等の精査を行った結果、約 150ha を乾燥調製施設の受益面積として位置付けており、平成 27 年秋作業からの稼働を目標に、第 8 回以降において申請を予定している。</p> <p>今回の事業の申請については、2 法人の受益面積の営農に必要な農業用機械等の導入に関して来年の農作業に間に合うよう申請を行うものです。</p> <p>○設立予定の 2 法人</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業生産法人 めぐいと 目標集積面積 150ha (下町地区、鹿妻地区)・ 農業生産法人 パスカファーム立沼 目標集積面積 45ha (立沼地区) <p>整備計画施設：共同乾燥調製施設 (1 棟)、農機具格納庫 (3 棟)、育苗ハウス、他 整備計画機械：トラクター、田植機、コンバイン、作業用アタッチメント、乾燥調製機械 他 東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.30~P32 第 2 章 分野別取組み)</p> <p>3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり</p> <p>(1) 生業の基盤整備と再生</p> <p>① 農・林・漁業の再生と復興</p>						
当面の事業概要						
<平成 25 年度>						
第 6 回採択分		【 49,500 千円】	共同乾燥調製施設等の基礎調査、設計等			
第 7 回申請分		【 320,882 千円】	農業機械導入			
<平成 26 年度>						
第 8 回以降申請分		【 784,586 千円】	共同乾燥調製施設、乾燥機、農機具格納庫等			
東日本大震災の被害との関係						
<p>東松島市では、東日本大震災に起因する大津波により市全域の約 36% が浸水した。</p> <p>西矢本地区においては東松島市の沿岸部付近に位置し、浸水被害は広範囲に及び多くの尊い生命、生活基盤のほか多くの農地が浸水するとともに、農業施設や農業用機械等も甚大な被害を受けました。</p> <p>被災した農地、排水機場等の復旧は平成 24 年度に一部の農地(約 77.5ha)で原形復旧及び除塩作業が行われており、平成 25 年度から農地の大区画化を伴う復旧工事が着手されることとなり、平成 26 年には約 134.1ha、平成 27 年度にはほぼ全域が生産再開できる見通しとなっている。</p> <p>しかしながら、被災農業者の多くは生活基盤の再建が最優先課題とされており、震災を機に離農意向者もおり、復旧後の農地については地域内の中心的な担い手への集約を希望している。</p> <p>このことから、地域内の営農再開意欲の高い被災農業者により区域別に新たに農業生産法人の設立に向けて準備が進められているところであるが、営農再開に向けて施設や機械等の再整備は深刻な問</p>						

題とされていることから、本交付金により地域内の被災施設等に関し集約再整備を行い法人等に貸与することで地域営農再開に寄与するもの。

関連する災害復旧事業の概要

- ・農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 事業地区面積 211.6ha
平成24年度：77.5ha(原形復旧)、平成25年度：134.1ha(大区画化)、平成26年度77.5ha(大区画化)
- ・農業用施設災害復旧事業（排水機場、排水路等）
- ・除塩工事 対象面積：316ha

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	84	事業名	宮戸地区農業復興総合支援事業	事業番号	C-4-4
交付団体	宮城県		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(間接)	
総交付対象事業費	41,336 (千円)		全体事業費	214,942 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により被災した宮戸地区につきましては、生活基盤と合わせ多くの農業施設、農業用機械等を流失する被害を受けております。</p> <p>現在、宮戸地区内の被災農地において約 18ha が来年春の引き渡しに向け農地復旧が進められており、震災前より当該農地を経営していた農事組合法人が復旧後も経営していく意向でございますが、農業用機械及び施設の全てを流失しており、来年の作業用機械を導入する事で被災農業法人の再整備負担を軽減し宮戸地区の営農再開を支援するものです。</p> <p>また、宮戸地区においては復旧中の 18ha 以外にも未復旧農地が点在しており、翌年度以降のほ場整備事業による農地復旧も視野に入れ、住民説明等を行っている最中であり、地権者の同意等の結果を持って農地復旧を行うかどうかを決定する事としております。復旧面積や復旧後の担い手等も不明であるため今回の申請では復旧が確定している 18ha について申請を行います。今後の農地整備状況によって農業用機械の追加整備及び乾燥調製施設の整備について検討し、今回の申請に対する計画変更という事で対応していきたいと考えております。</p> <p>整備機械：トラクター(1台)、田植え機(1台)、乗用管理機(1台)、自脱型コンバイン(1台)、作業用アタッチメント(一式)</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.30~P32 第2章 分野別取組み)</p> <p>3. 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり</p> <p>(1) 生業の基盤整備と再生</p> <p>① 農・林・漁業の再生と復興</p>					
当面の事業概要					
<平成 25 年度>					
(第 7 回申請分) 農業用機械導入					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市では、東日本大震災に起因する大津波により市全域の約 36% が浸水しました。</p> <p>宮戸地区においては東松島市南部に位置する島状であり、浸水被害は 4 集落の内 3 集落に及び多くの尊い生命、生活基盤が被災するとともに、島内の農業施設や農業用機械等も甚大な被害を受けました。</p> <p>被災した農地については未だ海水に浸かっている箇所もあり、用水の手当も確保できていない箇所もありますが、宮戸干拓 B 工区については、今年度より復旧工事が進められ、来年の春には約 18ha が地元農家に対し引き渡される事となっております。</p> <p>このような状況ながら、震災前より地域の中心経営体として活動してきた法人についても、構成員の生活基盤の復旧もままならない状況であるため、農業用機械及び施設の再整備は大変大きな負担となっている事から、本交付金により農業用機械及び施設等について再整備を行い法人に貸与することで地域営農再開に寄与するものです。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
・ 農地、農業用施設災害復旧事業 (農地除塩、排水機場、排水路等)					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	35	事業名	矢本流留線道路事業 (市街地相互の接続道路)	事業番号	D-1-3
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)	県	
総交付対象事業費		2,069,000 (千円)	全体事業費		4,580,000 (千円)
事業概要					
<p>今回の津波により、東松島市大曲地区は壊滅的な被害を浜須賀地区は甚大な被害を受けたが、住民意向調査等に基づき区画整理事業を活用して再建を図ることとなった。</p> <p>本路線は東松島市矢本市街地の西端から東西に走り、定川を横断し、石巻市の矢本流留線に接続する道路である。本路線の北部には東矢本駅北地区復興土地区画整理事業により 580 戸の住戸の建設が見込まれ、公園などの公共施設も配置される予定であり、計画人口 1,800 人が発生する見込みである。</p> <p>この計画人口を実現し、快適な街とするためには、移転してきた人達が移転元となる大曲・浜須賀地区や市街地各地区、また再建する大曲漁港と石巻市の水産加工団地等、関連する地区相互を接続する主要幹線となる本路線の整備が必要である。又、本路線は緊急時には大曲漁港に職を持つ人等に対する避難路としての役割も担うものである。</p> <p>幅員等については、市街地間を接続する道路として必要な幅員とし、また、緊急時の避難路としても活用できる幅員とする。</p> <p>本路線は、大曲地区・浜須賀地区の復興に大きく寄与する道路であり、東矢本駅北地区区画整理事業と合わせて移転者に不便を来すことの無いよう事業の推進を図る。</p> <p>現状 W=7.0m L=1.2km 整備後 W=17m L=4.5km</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>測量・調査・設計を実施。</p> <p>予備設計を平成 24 年度中に完了。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>詳細設計を 4 月より実施。</p> <p>用地測量・補償物件調査を 10 月より実施。</p> <p>用地買収着手。</p> <p>道路改良工事 (矢本工区) 着手。</p> <p><平成 26 年度></p> <p>道路改良工事</p> <p>橋梁下部工工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市沿岸地区は、皇室にも献上された海苔生産に優れる大曲漁港が整備され、農用地を挟み市街地を形成しているが、今次津波により漁港は壊滅的な被害を受け、市街地も重大な被害を被っている。漁港周辺に居住していた人達に対しては、職住分離により住居は防災集団移転となるが、職場となる漁港への通いが必要となる。またその生産品は石巻市内の水産加工団地へも輸送することとなるため、石巻市街地との接続も被災地復興として重要となってくる。また漁港・農地等の津波浸水区域内に職を持つ人達にとり、緊急時には迅速に避難できるルートの確保が必要となることから、本路線の整備は重要なものとなってくる。</p>					

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性